

2024年3月28日
法政大学

公的研究補助金等に係る不正使用の調査結果
及び調査対象者に対する措置の決定について

1 調査の概要

(1) 調査に至る経緯

2022年10月26日、本学が設置している「公的研究補助金等の不正使用に関する通報受付窓口」(学内窓口)に対して、本学所属の研究者(以下「調査対象者」という)による公的研究費の不正等に関する通報(以下「本件通報」という)及び関連証拠の提出があった。本学は、本学の公的研究補助金等に係る不正に関する通報制度運用規程(以下「本規程」という)第9条第1項第1号に基づく本件通報に関する予備調査(調査期間:2022年11月2日～同月22日)の結果を踏まえ、同第6項の規定により同月22日に本調査の実施を決定し、同年12月6日より、調査委員会による調査(以下「本件調査」という)が開始された。

(2) 調査委員会の構成

a 委員

(a) 学内委員

金井 敦 (学術支援本部担当常務理事):委員長

廣津 登志夫(情報科学部教授)

小林 孝 (監査室長)

廣岡 康久 (総務部長(2023年5月31日まで))

田中 修司 (総務部長(2023年6月1日以降))

日野 好幸 (研究開発センター室長)

中村 和正 (研究開発センター市ヶ谷事務課長(2023年5月31日まで))

倉本 英治 (研究開発センター次長(2023年6月1日以降))

(b) 学外委員

中村 克己 (弁護士:国広総合法律事務所)

久保 隆 (公認会計士:公認会計士久保隆事務所)

b 事務局

監査室(大山賢一課長、草生弥生課長(2023年5月31日まで)、田村敦司課長
(2023年6月1日以降)、廣岡康久課員(2023年6月1日以降))

(3) 調査内容

a 調査機関

2022年12月6日～2023年7月3日(本調査)

2023年7月26日～2023年10月11日(再調査¹)

b 調査対象

(a) 調査対象者

越智 英輔(生命科学部/大学院スポーツ健康学研究科 教授)

(b) 調査対象研究課題

イ 委託元 国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「AMED」という)

ロ 事業名

予防・健康づくりの社会実装に向けた研究開発基盤整備事業

(2021年度は医療機器等における先進的研究開発・開発体制強靱化事業)

ハ 研究課題名

アプリを活用した在宅の高強度インターバルトレーニングが乳がんサバイバーの倦怠感に与える影響:多施設共同ランダム化比較試験

c 調査対象経費

人件費・謝金、物品費、旅費、その他の支出全般

d 調査方法

(a) 客観証拠の入手・検証

イ 通報対象の支出について

予備調査等で入手した客観証拠、通報者その他関係者及び関係部局等から提出を受けた客観証拠の分析・検証を行った。

ロ 通報対象外の支出について(件外調査)

通報対象外の支出について、①全件を対象とする各種証憑の書面調査を実施し、さらに、②上記①の手続によって目的外等不正使用のリスクがあると認められた支出につき、使用、管理状況の確認を実施し、その内容を検証した。

(b) 通報者、周辺関係者及び調査対象者に対して、対面またはリモート形式により、延べ13回(合計約19時間30分)のヒアリングを実施した。

¹ 調査対象者からの本調査結果に対する異議申立てを受け、本規程に基づき調査委員会による再調査を実施した。

2 調査結果

(1) 不正の種別

研究費(人件費)の目的外使用

(2) 不正が行われた研究課題

a 委託元:国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)

課題番号:21le0110025h0001

事業名:医療機器等における先進的研究開発・開発体制強靱化事業

健康・医療情報活用技術開発課題

研究課題名:アプリを活用した在宅の高強度インターバルトレーニングが乳がんサバイバーの倦怠感に与える影響:多施設共同ランダム化比較試験

研究期間:2021年9月1日～2022年3月31日

b 委託元:国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)

課題番号:22le0110025h0002

事業名:予防・健康づくりの社会実装に向けた研究開発基盤整備事業研究

研究課題名:アプリを活用した在宅の高強度インターバルトレーニングが乳がんサバイバーの倦怠感に与える影響:多施設共同ランダム化比較試験

研究期間:2022年4月1日～2023年3月31日

(3) 不正の具体的な内容

a 動機・背景

調査対象者は、上記研究課題(以下「本件研究」という)採択後、その受託研究費(直接経費)により、4名の研究補助者を採用し(うち2名が臨床試験実施及び関連する補助業務を行う者(以下「研究員」という)、他の2名は資料整理、会議調整、経費管理等の補助業務を行う者(以下「補助者」として採用)、本件研究採択以前から受け入れていた独立行政法人日本学術振興会特別研究員として採用された研究員と共に本研究に関する事業を遂行した。上記4名は、調査対象者の高圧的な言動に強いプレッシャーを感じており、調査対象者の指示や要請を拒絶することが極めて困難な環境が形成されていた。

また、調査対象者には、雇用管理のルールや研究費の執行ルールに対する理解や認識の甘さがあり、結果として、上記4名に対して、本件研究以外の業務を多数依頼・指示していた。

b 手法

調査対象者は、上記4名に対し、雇用契約に定める業務時間の内外を問わず、本

件研究に直接関連しない業務を依頼または指示していた。研究員及び補助者は、こうした指示による業務実施について、本件研究とは無関係だと思っていたり、本件研究と関係があるのか疑問であったりしたが、調査対象者との関係から、その依頼や指示を断ることはできなかつたと述べている。

c 私的流用の有無

調査対象者による研究費の目的外使用の実態は上記 b で述べたとおりであり、研究費を調査対象者の個人的な利得とするような私的流用や還流(キックバック)といった事実は認められない。

(4) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

調査対象者は、自身が依頼・指示していた各業務について、本件研究の範疇内である旨述べているが、調査委員会が入手した各種証拠を含む調査全体の結果を総合的に判断した結果、かかる主張を採用することはできないものと判断した。したがって、上記(3)で認定した事実により、調査対象者の対応は、「故意若しくは重大な過失により公的研究補助金等を他の用途へ使用(していた)」ものであり、公的研究補助金の不正使用に該当する²。

(5) 不正等に支出された競争的研究費等の額及びその用途

a 不正支出額

上記のとおり、4名の研究補助者について、人件費の目的外使用があったことが認められる一方、上記4名の証言や提出された客観資料に照らすと、上記4名が本件研究に関連する業務を相当程度遂行していたこともまた事実と認められる。しかしながら、上記4名の本件研究に関する作業時間を裏付ける客観的資料は存在しないことから、本学としては、上記4名に係る2021年度及び2022年度の人件費に消費税相当額を含めた直接経費の全部を不正支出額と認定した。なお、その具体的な金額は以下のとおりである。

【不正使用額内訳】

研究費の費目	不正使用額	不正が行われた年度
人件費	3,538,362 円	2021 年度
人件費	7,837,830 円	2022 年度
計	11,376,192 円	

² 「法政大学公的研究補助金等に関する不正防止ガイドライン(規定第917号)」第2条第2項において「不正使用等」となる行為について規定している。

b 使途及び私的流用の有無

上記支出額の使途は、上述のとおり、上記4名の人件費であり、調査対象者による私的流用や還流(キックバック)といった事実は認められない。

3 不正の発生要因の分析と再発防止策

(1) 認定された事実

本件調査では、調査対象者が、研究成果をあげることを急ぎ、また、採択された案件における研究補助者の労務管理を怠り、新規採択の獲得を過度に優先するあまり、当該研究費で雇用されている研究補助者を現在の研究課題とは直接関係のない研究(業務)に限度を超えてあたらせていたことが認められた。

(2) 不正の要因及び再発防止策

本件不正については、調査対象者個人の要因として、①公的研究費に関するルールの理解不足及び研究補助者が従事できる業務(研究)に対する理解不足・認識の甘さが、研究室の要因として、②研究補助者に対するマネジメント能力・倫理観の欠如及び研究室の閉鎖性が、機関(本学)の要因として、③研究代表者に対する管理・サポート・アドバイス体制の不十分性、④研究実態にあわない硬直的な雇用条件が挙げられる

上記の不正発生要因を踏まえ、本学は、各不正要因に対する以下の再発防止策を講じる。

【研究者個人の要因】

① 公的研究費に関するルール及び研究補助者が従事できる業務(研究)に対する理解不足・認識の甘さ

【概要】

調査対象者の公的研究費に関するルールの理解不足。特に直接経費の使途について、研究補助者が従事できる業務(研究)に対する理解不足・認識の甘さから、雇用契約で定めた業務内容以外にも、別の研究費に係る業務や将来の新規の研究費獲得に向けたいわゆる開発研究業務、学生指導など、様々な業務を経験させることが研究補助者のためになるという勝手な判断や正当化によるもの。

【再発防止策】

公的研究費の採択時に事務担当部局である研究開発センターから研究代表者へ委託契約事務処理説明書等の執行に係る重要な項目について、周知徹底することを今年度より速やかに実施する。また、執行開始にあたって、注意を要する経費の執行(委託契約、物品購入、人件費支出等)については研究開発センターより研究代表者に対し、研

究費執行に関する各助成制度で定められる条件、ルールを丁寧に説明し、学内諸規程等についての内容確認や、当該研究課題に直接的に必要な経費執行に限られることを十分に説明したうえで、これらを遵守し適切な執行を行うことへの誓約を求める。加えて、研究開発センターが既に受講済みであるコンプライアンス研修及び研究倫理教育への理解度について改めて確認を行い、必要に応じて執行前の再受講を求める。

【研究室の要因】

② 研究補助者に対するマネジメント能力・倫理観の欠如及び研究室内の閉鎖性

【概要】

調査対象者の高圧的な言動による「意見が許されない職場環境」、研究補助者への適正な業務配分・進捗確認・労務管理等のマネジメント意識・能力の欠如、研究室内の閉鎖性

【再発防止策】

採択された案件における研究補助者の労務管理を適切に行わせることを担保すべく（特に定められた業務内容を逸脱した指揮命令が行われることのないよう）、今後は、勤務状況の確認については、研究室のみに任せるのではなく、公的研究費等の執行管理部局である研究開発センターがしっかりと実態を把握するため、月次の勤務報告書等の内容確認を徹底するとともに、今年度から研究開発センターによる定期的な面談の中で研究代表者及び研究補助者（被雇用者）から業務状況等について直接確認を行う。この事務担当部局である研究開発センターによる定期的な個別面談においては、研究補助者の職場環境が不適切な状態にないか（長時間労働や休日勤務の強要、目的外業務の依頼、意見が許されない職場環境等の有無）について聞き取りを行う。聞き取りを通じて職場環境の適切性に疑義が生じた際には、研究代表者を含む関係者に対するヒアリングの実施及び環境改善に向けた指導を行う。

また、公的研究費で研究補助者をはじめて雇用する研究者に対しては、雇用開始時に研究開発センターから適切な業務配分、進捗確認、労務管理等を行うためのアドバイスをを行う。こうした取り組みにより、被雇用者である研究補助者が自由な意見を述べることのできない職場環境を作らせないように努めるとともに、各種相談窓口の事前周知により、問題を早期に顕在化させる環境を整備する。

【機関の要因】

③ 研究代表者に対する管理・サポート・アドバイス体制の不十分性

【概要】

研究代表者に対する管理・サポート・アドバイス体制（特に各研究室で雇用される多くの研究補助者に対する適切な労務管理に関する体制）の不十分性

【再発防止策】

各年度始めに研究開発センターが実施するコンプライアンス研修や新任教員に対する研修会の実施及び研究倫理教育の徹底に加えて、研究費獲得に伴う研究活動開始時や研究補助員等の雇用時に改めて執行に係る重要な項目について周知・徹底(本事案を含む具体例についても紹介する)を行う。これにより、研究代表者(責任者)の理解と自覚を促すとともに、研究開発センターとの定期的な面談を通じて、労務管理を含めた研究費の適正な執行について研究代表者が抱える疑問や悩みについて相談や意見交換ができる機会を設ける。

④ 研究実態にあわない雇用条件

【概要】

研究者として採用される研究補助者の勤務(研究)実態に合わない雇用条件での雇用契約の締結

【再発防止策】

研究職でありながら、始業終業時刻が固定され、残業無しという雇用条件は、研究活動の実態にそぐわず、結果として遵守が困難となり、研究代表者による研究補助者の勤務管理に支障をきたしているという側面がある。そこで、研究開発センターが運用ルールについての説明書やFAQ等の研究代表者がより理解しやすい資料を作成し、現状の学内規程や取扱ルールに則り、適切な運用を図ることとする。併せて、労働基準法の許す範囲において、より柔軟で研究実態に即した研究業務を可能とするよう、人事部とも協議の上、改善に向けた取り組みも進めていく。

4 調査対象者に対する措置等について

調査委員会による調査結果を受け、本学は当該調査対象者に対し、以下の措置等を行った。

- (1) 本学ウェブサイトでの公表。
- (2) 「公的研究補助金等に係る不正に関する通報制度運用規程」に基づき、AMED から返還命令を受けた不正使用等に係る公的研究補助金の一部を調査対象者から徴収する。
- (3) 同規程及び大学教員就業規則に基づき、懲戒処分(出勤停止 10 日間)とした。

以上